

読書は心の財産

幼児期や児童期は本に親しみ生涯にわたる読書習慣を形成する時期として重要です。平成六年三月の調査によると、好んで読書する子どもは、「小さい頃、お父さんやお母さんなど、うちの人に本を読んでもらった」「家にたくさん本がある」と回答するものが多い。この時期の読書体験や読書環境が子どもを本好きにさせる大きな要因の一つとなっています。

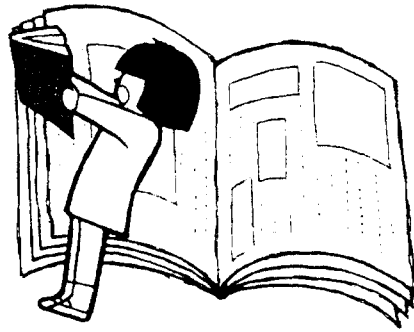
二十数年の教職経験から子どもは本来、「本好き」です。読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリングなど読書に子どもを誘う方法に取り組むと、目を輝かせます。小学校低学年の頃継続して読み聞かせをもらった経験のある子は、大きくなってからもよい思い出として残っていると話しています。「自分で読みなさい」と言うとうとうでも抵抗があり、投げ出してしまいう子どもが多いのは事実です。

そこで大切なのは、子どもに合った読書のアドバイスが必要になります。子どもは自分の興味にかなうものに合えばまちがいになく、進んで読書するようになっていきます。ただ、子どもの興味の持ち方は、多様であって本に無理やりにひきつけなくてもよいと思います。「遊びも好き」「スポーツも好き」

「本も好き」という子どもになることが望ましいと思うのです。

「遊び」「スポーツ」などと同じように「本も楽しみの一つ」と考える方がよいと思います。全国学校図書館協議会の「読書調査」によると、遊びやスポーツを熱心に行う子どもは読書の意欲も高いという結果が出ています。

子どもを本好きにするためには、心をゆさぶるような良い本や楽しい本との出会いをたくさんさせることです。



そのために家庭においては、お父さんやお母さんがふだんから子どもが興味をもっていることを見定めながら、本を選ぶアドバイスをしてあげることが近道です。また家族全体が読書する習慣があること、周りに本があること、本を読む時間を用意することなどの環境づくりも必要です。小さい頃から読み聞かせをしたり、親が読書している姿勢を見せたりすることが良い読書環境になります。

もう一つ大事なことは、読書の好き嫌いは小学校三・四年生の時期にどんな本に出合ったかにかかわってきます。この時期は自立をうながし読み聞かせなどはやめてしまいがちですが、この時期こそ読み聞かせやブックトークなど本に興味を抱かせる方法をたくさんこころめてやることです。

子どもの本のおもしろさは、おとなにとっても共感できるものです。ふだんから子どもの本の情報を積極的に取り入れるように心がけることも必要になってきます。子どもを本好きにするためには、子どもの本について知り、読むことです。

子どもが借りてきた本があれば親子で一緒に読んでみる。そこに親子の会話も生まれ、心あたたまる触れ合いの一時にもなります。学年が進んだら家族の者に読んで聞かせたり、読んだ本について皆で話し合ったりとゆとりをもった読書体験もさせたいものです。

社会全般がすべて機械化され、子どもの心が貧弱になりつつある昨今、子どもの成長にかかせない心の栄養分を豊かな読書体験で補いたいものです。読書はかけがえのない心の財産といっても過言ではありません。

給与支払報告書はお早めに

給与支払報告書は、一月三十一日が提出期限となっていますのでよろしく願います。

なお、ご存知のように二月十六日から所得税並びに市・県民税の申告が始まりますので、できるだけ早期の提出をお願いします。

また、青色専従者給与を支払っている場合についても、専従者給与支払報告書の提出義務がありますので忘れずに提出してください。国民年金の一年間の支払金額は次のとおりです。

1月～3月	月額一万一千百円 (計三万三千三百円)
4月～12月	月額一万一千七百円 (計十万五千三百円)
☆定額 年額	十三万八千六百円
☆付加 年額	十四万三千四百円
☆定額全納	十三万七千十円



償却資産の申告

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は一月三十一日までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、申告用紙のない方は税務課資産税係へ請求してください。

家屋の取りこわしの届出書の提出はすみしましたか？

固定資産税は、毎年一月一日現在の所有者に課税しますが、届出

書の提出がない時、課税される場合がありますので、次のような場合は「家屋取りこわし届出書」を一月中に税務課まで提出してください。

- ①建物を壊し、滅失登記が済んでないとき。
- ②未登記家屋をとり壊したとき。

なお、届出書の用紙は、税務課にあります。

所得税 事業税 共同説明会 市県民税

日時 1月31日
午後1時～3時
場所 市役所3階 大会議室